

令和4年度学校教育教員養成課程
(学校推薦型選抜Ⅱ型)
小学校教育専修・中学校教育専修 社会科教育コース
小論文
表紙

〔解答上の注意〕

1. 試験開始後、表紙1枚、問題用紙3枚、解答用紙1枚、下書き用紙1枚があるか、確認しなさい。もし、欠落のある場合には挙手して、そのむねを申し出なさい。
2. 解答用紙の受験番号欄に、受験番号を忘れずに記入しなさい。
3. 解答用紙の太線 部分には、何も記入しないようにしなさい。
4. 試験終了後、解答用紙を回収します。(全1枚)
表紙を含め、問題用紙、下書き用紙は各自持ち帰りなさい。(全5枚)

令和4年度学校教育教員養成課程
(学校推薦型選抜Ⅱ型)
小学校教育専修・中学校教育専修 社会科教育コース
小論文
問題用紙 全3枚(その1)

問題

性的少数者とは、性のあり方が多数派とは異なる人々を指す言葉であり、近年では「LGBT」とも呼ばれている。国内で行われた調査^注によれば、人口の約3～9%の人々が性的少数者であると推計されている。

問題用紙その2の図1および図2は、2015年に行われた、人々の性的少数者に対する意識についての全国調査の結果の一部を示したものである。また、問題用紙その3の表1は、性的少数者が社会の中で直面する困難の事例を集めたリストから一部を抜粋して示したものである。これらの図表をみて、次の設問、(1)および(2)に答えなさい。

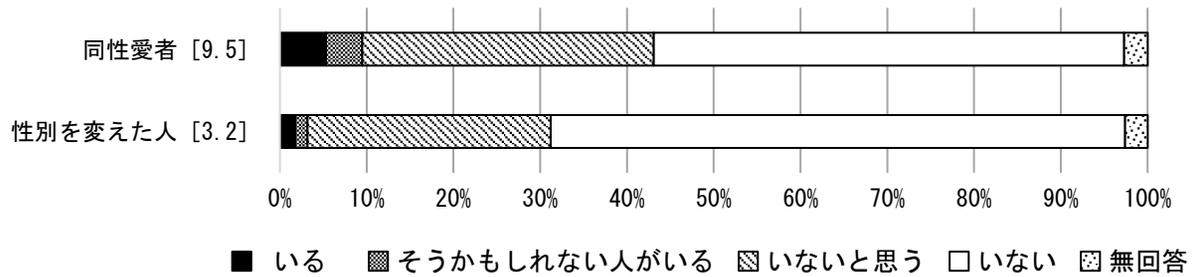
注 例えば以下の調査を参照。

- ・国立社会保障・人口問題研究所 2019「「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」結果速報」
- ・電通 2021「「電通、LGBTQ+調査2020」を実施」『dentsu NEWS RELEASE』

(1) 図1および図2からわかる性的少数者に対する人々の意識の特徴について述べなさい。

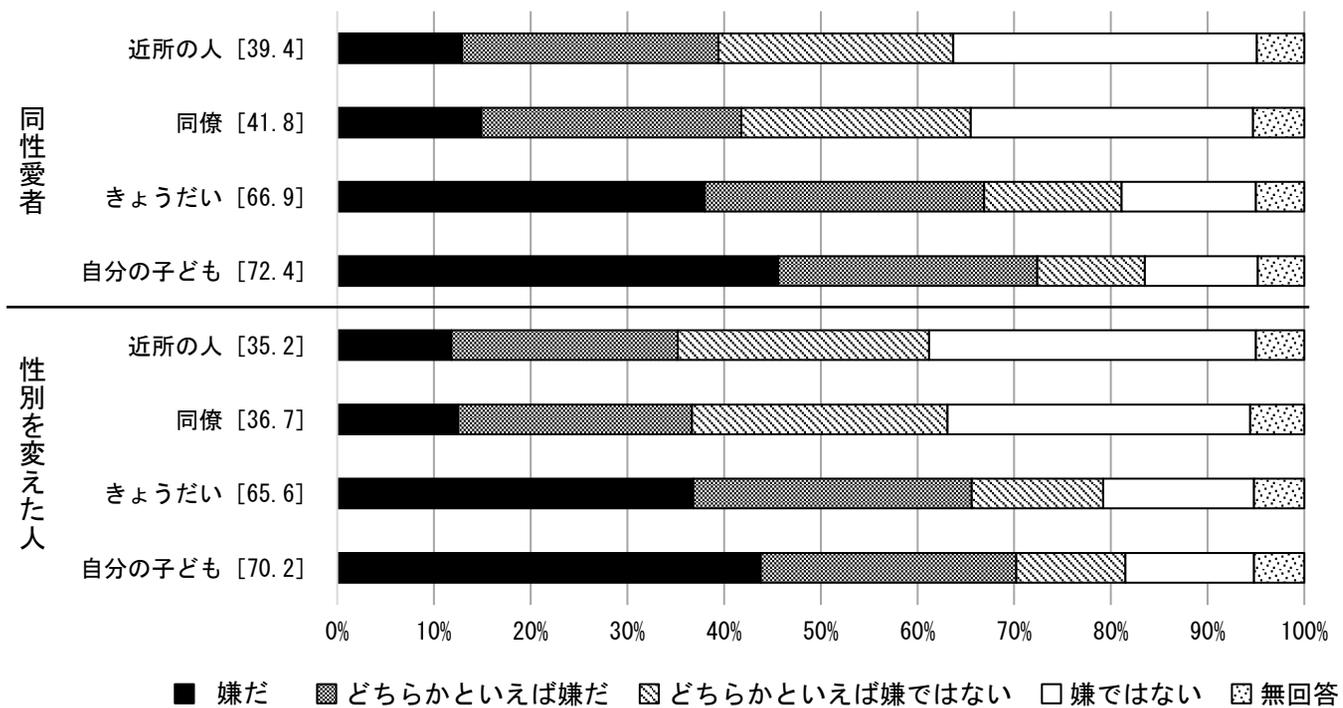
(2) (1)で述べたことや表1からわかる性的少数者が社会の中でおかれる状況やその社会的背景について触れながら、これからの日本社会では公的制度をどのように整備していけばよいと考えるかを具体的に述べなさい。

令和4年度学校教育教員養成課程
 (学校推薦型選抜Ⅱ型)
 小学校教育専修・中学校教育専修 社会科教育コース
 小論文
 問題用紙 全3枚(その2)



回答者数：1,259人。[]内は「いる」と「そうかもしれない人がある」を足した割合(%)。

図1 周りに「同性愛者」／「性別を変えた人」がいるか否かの回答分布



回答者数：1,259人。[]内の数値は「嫌だ」と「どちらかといえば嫌だ」を足した割合(%)。

図2 近所の人／職場の同僚／きょうだい／自分の子どもが、「同性愛者」／「性別を変えた人」だった場合の反応

図1及び図2の出典：釜野さおり・石田仁・風間孝・吉仲崇・河口和也 2016『性的マイノリティについての意識—2015年全国調査報告書』科学研究費助成事業「日本におけるクィア・スタディーズの構築」研究グループ(研究代表者 広島修道大学 河口和也) 編に基づき作成。

令和4年度学校教育教員養成課程
 (学校推薦型選抜Ⅱ型)
 小学校教育専修・中学校教育専修 社会科教育コース
 小論文
 問題用紙 全3枚(その3)

表1 「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト」第3版(抜粋)

分野	困難
子ども・教育	小学校の教室内で、ホモやオカマという言葉が日常的に笑いの対象になっており、自分のセクシュアリティがバレたら生きていけないと思った。
	学校や教科書で多様な性に関して適切な情報を得られず、相談できる場所もなかった。インターネット上で情報を探しても不正確なものばかりで、「誰かにバレたら生きていけない」、「大人になれない」と思った。
	女子として生活するために髪を伸ばしていたところ、学校の教員から坊主刈りにすることを強要され、学校で坊主刈りにされた。
就労	望みの性別での就労ができないことから、結果的にいつまでたっても就職できなかった。
	カミングアウトしたら、「あいつはホモ/レズだから気をつけろ」と職場内で言いふらされた。
	同性パートナーの存在を隠しているため、単身者扱いで転勤を命じられた。それでもカミングアウトできる環境ではなく、しぶしぶ転勤命令に従わざるを得ず、望まない単身赴任となってしまった。
	戸籍性とは別の容姿で就労しようとしたが、企業秩序維持を理由に自宅待機や戸籍性の容姿での就労を命じられ、応じなかったところ、懲戒・解雇された。
	パートナーが業務上の理由で死亡し、使用者に対して遺族補償の給付を申し込もうとしたが、遺族ではないことを理由に拒否された。
カップル・養育・死別・相続	里親の認定基準が厳しく、原則として夫婦でなければならないため、同性カップルとしての里親登録ができなかった。
	レズビアンカップルの一方が妊娠・出産したが、法的な夫婦でないため、もう一方との間に法的な親子関係が成立せず、親権等を行行使することができなかった。
	同性パートナーと関係を解消する際に、財産分与請求をしようとしたが、法的な夫婦でないために認められなかったり、認めてもらうために多大な労力をかけなければならなかったりした。
	パートナーとの死別に際して、パートナーの財産を相続できなかった。
	パートナーが入院したが、病室での付き添いや看病をさせてもらえなかった。
	同性パートナーと公営住宅への入居を申し込もうとしたが、同居親族に当たらないことを理由に拒否された。

表1の出典：一般社団法人 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会(通称：LGBT法連合会) 2019「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト 第3版」に基づき作成。